

## 第1回 議会改革推進会議

平成24年1月19日 午後1時00分～

- 1 議会改革推進会議設置要綱について
  
- 2 座長・副座長の選任について
  
- 3 議会改革推進会議の協議事項について
  
- 4 今後の検討方法について
  - (1) 小委員会の設置について
  
  - (2) 検討スケジュール
  
- 5 その他

## 議会改革推進会議

- 委員 浅井康正 (減税)  
田山宏之 (減税)  
横井利明 (自民)  
藤沢忠将 (自民)  
金庭宜雄 (公明)  
長谷川由美子 (公明)  
おくむら文洋 (民主)  
加藤一登 (民主)  
田口一登 (共産)  
山口清明 (共産)

議長 中村孝太郎

副議長 中田ちづこ



## 議会改革推進会議設置要綱

- 1 目的 名古屋市議会基本条例に基づく議会改革を推進することを目的に、議会改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 協議事項 会議は、議会改革に関する諸課題について、協議する。
- 3 運営
  - (1) 会議は、各会派が推薦する議員2名の委員により構成する。
  - (2) 議長及び副議長は、会議に出席するものとする。
  - (3) 会議の構成員でない議員であっても、座長の認めるところにより、必要の都度、会議に出席し、発言することができる。
  - (4) 座長及び副座長は、委員の互選によりこれを決定する。座長が欠けたとき又は事故があるときは、副座長がその職務を行う。
  - (5) 会議は、原則公開、傍聴を認めるものとする。ただし、座長は、協議内容により、会議を非公開とすることができる。
  - (6) 会議の進行又はとりまとめについては、原則全会一致による。
  - (7) その他会議の運営に関する事項については、座長が決定し、会議に報告する。

## 議会改革推進会議の協議事項（案）

- 議会報告会の実施
- 議員報酬
- 議員定数
- 海外視察のあり方
- 議会基本条例の課題（当面の課題として理事会で整理されたもの  
のうち、未実施となっている主なもの）
  - ・ 会期の検討（通年議会等）（第 10 条第 2 項）
  - ・ 特別委員会のあり方の検討（第 11 条第 4 項）
  - ・ 会派による政務調査活動の成果の報告（第 17 条第 1 項）
- その他

## 小委員会の設置について（案）

推進会議の協議事項について、具体的な検討を行うため、小委員会を設置する。

- （1）小委員会は、推進会議の委員のうち、各会派1名の委員で構成する。
- （2）小委員会には、互選により小委員長を置く。
- （3）小委員会は、推進会議から示された協議事項について、考え方を整理し、推進会議に報告する。また、必要に応じて検討状況を推進会議に報告する。
- （4）小委員会は、原則、非公開とする。
- （5）推進会議は、小委員会で整理した考え方についての報告を受け、協議を行い、協議事項についての結論を出す。

小委員会の構成について（案）

	協議事項	所属委員
第1小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会報告会の実施</li> <li>・ 海外視察のあり方</li> <li>・ 議会基本条例の課題</li> </ul>	田山宏之議員（減税） 横井利明議員（自民） 長谷川由美子議員（公明） 加藤一登議員（民主） 山口清明議員（共産）
第2小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬</li> <li>・ 議員定数</li> </ul>	浅井康正議員（減税） 藤沢忠将議員（自民） 金庭宜雄議員（公明） おくむら文洋議員（民主） 田口一登議員（共産）